

配食サービス事業者選定要領

1 趣旨

配食サービス事業者選定要領（以下「要領」という。）は、「配食サービス業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、必要な事項を定める。

2 業務概要

（１）業務名 配食サービス業務

（２）業務の目的

配食サービス業務は、高齢者への昼食の宅配によって高齢者の低栄養状態の改善を図り、食の自立を支援するとともに、弁当を高齢者に面会して手渡し、食後の弁当を回収する時に、高齢者の安否確認や健康状態の変化等を把握し、健康状態に異常が感じられた際には、受託者は速やかに事前に届出のあった緊急連絡先や大津市と連携を図り、救急かつ適切な対応につなげるなど、高齢者の日常生活に対する不安感を解消し、福祉の増進に資することを目的とする。

（３）業務委託の内容

ア 昼食の宅配に関すること。

イ 高齢者の健康状態等の見守りに関すること。

ウ 高齢者の異常時等の対応に関すること。

（４）事業期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで。

ただし、期間の途中から委託する場合、契約締結日から令和８年３月３１日までを委託期間とする。

3 資格

当該業務の委託を受けようとする者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （３）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- （４）大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- （５）本件に参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会

社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法

第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定

する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(8) 飲食店営業に係る営業許可を受けていること。

(9) 食中毒等の事故が起こった場合の損害賠償責任を履行するため、賠償責任保険に加入していること。

4 審査方法

次に掲げるとおり書類の提出を求め、本要領及び本業務の仕様書に基づき審査し決定する。

(1) 提出書類

申請する事業者は、次の書類を提出すること。なお、次に掲げるもののほか、必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。

ア 申請書兼誓約書(様式第1号)

イ 法人にあつては履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)

個人にあつては運転免許証等の本人確認書類

ウ 運営事業者概要(様式第2号)

エ 業務計画書(様式第3号)

オ 事業所(店舗)に係る営業許可の写し

カ 事業所(店舗)に係る食品衛生監視票の写し(発行日が6か月以内のものとする)

キ 最新年度の決算等財務状況のわかるもの

ク 役員名簿(様式第4号)

ケ 見積書(1食あたりの単価で記入のこと)(様式第5号)

コ 見積内訳書(様式第6号)

サ 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る））、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日が３か月以内のものとし、写しも可とする）（滞納がないことを確認できるもの）。

シ 賠償責任保険加入の事実が確認できるもの（保険証券の写し等）

（２） 提出方法

持参又は郵送に限る。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

（３） 提出期限

令和７年４月１日契約予定分については、令和７年３月１３日（木）まで。以後、随時受付するものとする。

５ 審査結果

令和７年４月１日契約予定分については、令和７年３月３１日（月）までに、以後は随時申請者全員に対して、申請書【様式１】に記載されたメールアドレス宛てに文書で通知する。

６ 委託契約の締結

市は、選定した候補者と運用の細目の協議を行い、協議完了後、委託契約を締結する。

７ 申請書等提出先及び問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町３番１号

大津市健康保険部長寿政策課地域包括ケア推進室

TEL：077(528)2741 FAX：077(526)8382